

事務連絡
令和2年3月23日

江戸川区移動支援事業者 ご担当者様

江戸川区福祉部障害者福祉課長
江戸川区健康部保健予防課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取り扱いについて

平素より、江戸川区の障害福祉施策にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和2年3月13日付けで、国より「新型コロナウイルス感染症防止等のための移動支援事業の取り扱いについて」が示されております。この通知に関連し、江戸川区より下記のとおり取り扱う旨お知らせいたします。

記

1. 居宅等での支援について

江戸川区が既に移動支援事業の支給決定をしている受給者に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、やむを得ず居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱うこととします。

その場合には、予め移動支援事業所から下記担当へ次の①から④をご連絡ください。

- ① 事業所名
- ② 利用者名・受給者番号
- ③ 居宅での支援予定内容
- ④ 支援予定期間等

なお、この取り扱いについては、緊急一時的な支援内容の変更によるものですので、支給量等契約内容は従前同様となりますのでご注意ください。

2. その他

委託料の請求の際に、庶務係へ提出する「移動支援サービス提供実績記録票の備考欄」に提供した内容(支援場所・支援内容)を記入すること。

【担当】

身体障害者相談係	03-5662-0052
愛の手帳相談係	03-5662-0053
精神保健係	03-5661-2465